

## 入林手続きがメールにて申請可能となりました。

レクリエーションの森、スキー場、野営場、登山道、その他遊歩道、休憩小屋等の施設が設置されている箇所に入林する場合

入林届不要

### 入林届が必要な場合

※各入林届にハイパーリンクを設定してあります。

鳥獣の捕獲等を行う場合

[入林届（第74号様式）](#)

国有林野内で（無人航空機）  
（ドローン、ラジコン機等）を飛行させる場合

[入林届（第73号様式）](#)

※ドローン登録番号の記載をお願いします。

国又は地方公共団体の職員等が国有林野に入林する場合

[入林届（第75号様式）](#)

その他の目的等で入林する場合  
（イベント開催、取材、調査等、レクリエーション目的含む）

[入林届（第72号様式）](#)

### 許可が必要な場合

高山植物等を採取する場合

[入林届（第78号様式）](#)

※高山植物採取ができる方は下記のア〜ウに該当し、学術研究上必要があると認められる場合に限りです。

ア. 学校教育法第1条（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）の学校において植物を研究する職員

イ. 大学の学生で植物学を修習する者

ウ. 植物学を専門に研究する者

入林届及び高山植物等を採取許可届を提出する際は【持込み・メール・郵送】のいずれかで届出を提出して下さい。

持込み及び郵送の提出先

〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34番地

メールアドレス

[h\\_ny\\_sorachi@maff.go.jp](mailto:h_ny_sorachi@maff.go.jp)

### ☆10月以降に入林予定の方への参考☆

北海道内の森林において、10月1日から3月31日まで狩猟可能期間（地域により多少の違いがあります）となっており、下記の図面において、銃猟立入禁止区域図を確認することができます。

